平成２２年（フ）第１８号
山口県長門市俵山5223番地２
債務者　竹永　篤子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第２９号
山口県萩市大字江向423番地３
債務者　上﨑　秋嘉
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第３１号
山口県萩市大字堀内146番地20
債務者　末永　光利
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第３２号
山口県萩市大字山田4672番地４　市営改良住宅３―22号
債務者　木下　　惇
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第３５号
山口県萩市大字椿東3806番地
債務者　浦　希美広
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第３９号
山口県萩市大字椿東6459番地11
債務者　末武　兼子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第４１号
山口県萩市大字吉部上3276番地
債務者　大屋　哲義
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第４２号
山口県萩市大字吉部上3276番地
債務者　大屋　民子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第２６８号
長崎県佐世保市御船町11番17号
債務者　大坪　治行
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第５７９号
愛知県西尾市寄住町灯籠下64番地１　コーポ寄住102号室、旧住所愛知県西尾市宮町321番地
債務者　神谷　利昭
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５８０号
愛知県豊田市金谷町１丁目109番地、住民票上の住所蒲郡市竹谷町蟹洗26番地３　グランシャトー竹谷101
債務者　佐々木有見（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
広島県福山市藤江町6395番地38、旧住所広島県広島市南区青崎１丁目８番３号　１階
債務者　原　香央里
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１８１号
青森県平川市本町平野49―10　第二平野荘５号、住民票上の住所青森県平川市館山前田57番地２
債務者　工藤菜穂子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第４６号
宮城県登米市豊里町寿崎２番地
債務者　木村　福江
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第４７号
宮城県登米市迫町佐沼字光ケ丘55番地
債務者　菊澤　　守
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第４８号
宮城県登米市登米町大字日根牛上羽沢72番地
債務者　菅野美賀子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第６６４号
熊本市長嶺南１丁目７番19号
債務者　續　　政雄
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部